

議案第 7 号

富士見市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
富士見市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年2月23日提出

富士見市長 星野信吾

提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行等に伴い、富士見市手数料条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市手数料条例の一部を改正する条例

富士見市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表55の項を削り、同表中54の項を55の項とし、51の項から53の項までを1項ずつ繰り下げ、50の項の次に次の1項を加える。

51	建築基準法第86条の7第4項及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の16第2号の規定に基づく既存建築物の移転の認定	1件につき 27,000円
----	---	---------------

別表57の項を削り、同表56の項中「共同住宅等の住宅で床面積の合計が500平方メートル以下」を「床面積の合計が500平方メートル以下の共同住宅等」に改め、同項を同表57の項とし、同項の前に次の1項を加える。

56	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（同法第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合の審査に限る。）	次に掲げる額
	ア 一戸建ての住宅	
	（ア）新築の場合	1件につき 6,000円
	（イ）増築又は改築の場合	1件につき 10,000円
	イ 床面積の合計が500平方メートル以下の共同住宅等	
	（ア）新築の場合	1件につき 13,000円（当該共同住宅等に係る長期優良住宅建築等計画の認定について同時に複数の住戸の

	<p>(イ) 増築又は改築の場合</p>	<p>申請がされた場合のそれぞれの申請に係る手数料は、13,000円を当該住戸の合計数で除して得た額。ただし、その額に100円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とする。）</p> <p>1件につき 21,000円（当該共同住宅等に係る長期優良住宅建築等計画の認定について同時に複数の住戸の申請がされた場合のそれぞれの申請に係る手数料は、21,000円を当該住戸の合計数で除して得た額。ただし、その額に100円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とする。）</p>
--	----------------------	--

別表中71の項を79の項とし、68の項から70の項までを8項ずつ繰り下げ、同表67の項中「63の項又は64の項」を「64の項又は65の項」に改め、同項を同表68の項とし、同項の次に次の7項を加える。

69	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（同法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合の審査に限る。）</p> <p>ア 一戸建ての住宅</p>	<p>次に掲げる額を合算した額</p> <p>1件につき 5,000円</p>
----	---	---

	<p>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p> <p>(7) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき 11,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 1件につき 23,000円</p> <p>ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</p> <p>(7) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき 11,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 1件につき 31,000円</p>	
70	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（69の項及び71の項に規定する審査を除く。）</p> <p>ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第8条第2号イ及びロに掲げる基準に適合する場合</p> <p>(7) 一戸建ての住宅</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1件につき 40,000円</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1件につき 44,000円</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき 80,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 1件につき 135,000円</p>	次に掲げる額を合算した額

	<p>イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準に適合する場合</p> <p>(ア) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p> <p>ウ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第8条第1号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準に適合する場合</p> <p>(ア) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p>	<p>1件につき 102,000円</p> <p>1件につき 171,000円</p> <p>1件につき 267,000円</p> <p>1件につき 432,000円</p>
71	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（同法第30条第2項の規定による審査の申出を伴う審査に限る。）</p> <p>ア イ以外の場合</p>	<p>次に掲げる額</p> <p>69の項又は70の項に定める額に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定める額を加算した額</p>

	<p>イ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合</p>	<p>69の項又は70の項に定める額に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定める額を加算した額に、次に定める額を更に加算した額</p> <p>(1) (2)以外のもの 171,480円</p> <p>(2) 構造計算が建築基準法第20条第1項第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより行われるもの 118,560円</p>
72	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（73の項に規定する審査を除く。）</p>	<p>69の項又は70の項に定める額に2分の1を乗じて得た額</p>
73	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（同条第2項において準用する同法第30条第2項の規定による審査の申出を伴う審査に限る。）</p> <p>ア イ以外の場合</p>	<p>次に掲げる額</p> <p>69の項又は70の項に定める額に2分の1を乗</p>

	<p>イ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合</p>	<p>じて得た額に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定める額を加算した額</p> <p>69の項又は70の項に定める額に2分の1を乗じて得た額に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定める額を加算した額に、次に定める額を更に加算した額</p> <p>(1) (2)以外のもの 171,480円</p> <p>(2) 構造計算が建築基準法第20条第1項第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより行われるもの 118,560円</p>
74	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査（同法第2条第3号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合の審査に限る。）</p> <p>ア 一戸建ての住宅</p> <p>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p>	<p>次に掲げる額を合算した額</p> <p>1件につき 5,000円</p>

	<p>(7) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p> <p>ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</p> <p>(7) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを以上のもの</p>	<p>1件につき 11,000円</p> <p>1件につき 23,000円</p> <p>1件につき 11,000円</p> <p>1件につき 31,000円</p>
75	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査（74の項に規定する審査を除く。）</p> <p>ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準に適合する場合</p> <p>(7) 一戸建ての住宅</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p> <p>イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準に適合する場合</p>	<p>次に掲げる額を合算した額</p> <p>1件につき 40,000円</p> <p>1件につき 44,000円</p> <p>1件につき 80,000円</p> <p>1件につき 135,000円</p>

(7) 一戸建ての住宅		
a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件につき	20,000円
b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件につき	22,000円
(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分		
a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき	38,000円
b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1件につき	66,000円
ウ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準に適合する場合		
(7) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分		
a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき	102,000円
b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1件につき	171,000円
エ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに掲げる基準に適合する場合		
(7) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分		
a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき	267,000円
b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1件につき	432,000円

別表66の項中「67の項」を「68の項」に、「63の項又は64の項」を「64の項又は65の項」に改め、同項を同表67の項とし、同表65の項中「63

の項又は64の項」を「64の項又は65の項」に改め、同項を同表66の項とし、同表64の項中「63の項及び65の項」を「64の項及び66の項」に改め、同項を同表65の項とし、同表63の項中「64の項」を「65の項」に改め、同項を同表64の項とし、同表中62の項を63の項とし、61の項を62の項とし、同表60の項中「55の項、56の項又は57の項」を「56の項、57の項又は58の項」に改め、同項を同表61の項とし、同表59の項中「60の項」を「61の項」に、「55の項、56の項又は57の項」を「56の項、57の項又は58の項」に改め、同項を同表60の項とし、同表58の項中「55の項、56の項又は57の項」を「56の項、57の項又は58の項」に改め、同項を同表59の項とし、同項の前に次の1項を加える。

58	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律 第5条第1項から第3項までの規定に基づ く長期優良住宅建築等計画の認定の申請に 対する審査（56の項、57の項及び59 の項に規定する審査を除く。）</p> <p>ア 一戸建ての住宅</p> <p>（ア）新築の場合</p> <p>（イ）増築又は改築の場合</p> <p>イ 床面積の合計が500平方メートル 以下の共同住宅等</p> <p>（ア）新築の場合</p>	<p>次に掲げる額</p> <p>1件につき 57,000円</p> <p>1件につき 85,000円</p> <p>1件につき 127,000円 （当該共同住宅等に係る長 期優良住宅建築等計画の認 定について同時に複数の住 戸の申請がされた場合のそ れぞれの申請に係る手数料 は、127,000円を当該住戸 の合計数で除して得た額。 ただし、その額に100円未 満の端数があるときはこれ</p>
----	--	--

	<p>(イ) 増築又は改築の場合</p>	<p>を切り捨てた額とする。) 1 件につき 194,000 円 (当該共同住宅等に係る長期優良住宅建築等計画の認定について同時に複数の住戸の申請がされた場合のそれぞれの申請に係る手数料は、194,000円を当該住戸の合計数で除して得た額。ただし、その額に100円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とする。)</p>
--	----------------------	---

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。